

保険証・適用の手続き一覧

会社(社会保険担当)へ提出

保険証を失くしたとき

すみやかに

「健康保険被保険者証再交付申請書」と
「健康保険被保険者証滅失届」を提出

家族を扶養に入れるとき

5日以内

「被扶養者(異動)届」に必要書類を添えて提出

家族を扶養から外すとき

5日以内

「被扶養者(異動)届」と保険証を提出

氏名に変更があったとき

すみやかに

「氏名変更届」と保険証を提出

※扶養者分も併せて返却が必要。

被保険者の資格を失ったとき

5日以内

保険証は必ず返却

※扶養者分も併せて返却が必要。

各種申請書等は

HPよりダウンロードしてください >>>



手続き

給付の請求手続き一覧

会社(社会保険担当)へ提出

出産で仕事を休んだとき

「出産手当金請求書」に、事業主の休業および報酬支払の有無に関する証明と、医師または助産師の証明を受けて提出

病気で仕事を休んだとき

「傷病手当金請求書・同意書」に、事業主の休業および報酬支払の有無に関する証明と、医師の“働けない”という意見をつけて提出

亡くなったとき

「埋葬料(費)請求書」を提出

※事業主の証明を得ないで請求する場合は、死亡診断書、埋葬許可証または火葬許可証のいずれかを添付

※埋葬費の請求の場合は、死亡証明のほかに埋葬にかかった費用の領収書および、その内訳の明細書の写しを添付

FR健保へ提出

医療費が高額になったとき

「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を提出

立て替え払いをしたとき

「療養費支給申請書」に、領収書を添えて提出

※治療用装具、はり・きゅう、あんま・マッサージなどの費用を請求するときは、医師の同意書または意見書などを添付

子どもが生まれたとき

≪直接支払制度を利用する場合≫

FR健保への手続きは不要です。

≪直接支払制度を利用しない場合≫

「出産育児一時金請求書」に医師・助産師または市区町村長の証明を受けて、添付書類とともに提出

※添付書類は費用内訳の明細書、直接支払制度利用についての意思確認の書類等

※産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合はその証明印のある領収書のコピーも添付

≪受取代理制度を利用する場合≫

「出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)」に必要事項を記入し、出産予定日まで2カ月以内であることを証明する書類を添えて提出